

電気用品安全法施行

～政府認証から製造者自己確認・第三者認証へ～

平成13年4月1日より、電気用品取締法（電取法）が改正され電気用品安全法（電安法）が施行されました。近年、PL法やCEマーキングの様に製造者の責任、自己宣言等の傾向と同様に、電気用品安全法において、法律は事故が生じた後にも適用され、その適用範囲も罰則も厳しいものとなっています。

電気用品取締法に対し電気用品安全法は、自己責任により安全な製品を世の中に供給する義務があることを痛感させられる内容になったと言えるでしょう。

安全関連試験機器を供給させて頂いているメーカーとして感じることは、個々の製品を技術基準に基づき試験すること以上に、製造された製品が市場から指摘された場合に、如何にトレースされているかが、重要なのではないかとということです。

耐電圧試験器、絶縁抵抗試験器、低抵抗試験器等ご使用のお客様におかれましても、自社試験設備の校正が、定期的になされているかを今一度ご確認ください。

今後は各国の規格が、国際規格として統一される傾向があります。しかしながら、現状は商用電源電圧の違いや、各国の法律の解釈の違いなど、様々な問題があります。製造者として必要な事は、製品個々の検査結果を明確に保存し、設備となる試験機器を定期的に校正し、トレースすることをお奨めします。

法律改正の内容

(1) 政府認証から自己確認、第三者認証への移行

▽でおなじみの登録・型式認可等により行われてきた政府認証が廃止され、技術基準への適合の確認について、製造事業者等自身による自己確認が基本となります。また、特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、認定検査機関（国内の事業者の場合）及び承認検査機関（外国の事業者の場合）制度を導入し、第三者検査機関が行う適合性検査を

受けることを義務付けられました。

すでに旧法で[甲種型式認可を受け]、[輸入事業者甲種電気用品の認可を受け]、または[型式の認可と見なす確認を受け]た事業者は、その認可若しくは確認を受けた型式の特定電気用品を製造し、又は輸入した場合には、その有効期限までは適合性検査義務を履行したものとみなされます。

(2) 第三者検査機関への民間企業の参入

認定検査機関及び承認検査機関について、従来政府の代行として認証を行ってきた指定試験機関等のような公益法人に限らず、株式会社等の民間企業の参入が可能となり、すでに数社が認定・認証を受けています。

(3) 検査記録の作成、保存の義務付け

事業者における基準適合義務の履行を確実なものとするため、また、回収命令、改善命令等の製品流通後措置の迅速、適切な発動に当たり、報告徴収等により確認し、十分な検査がなされていたかを把握するため、検査記録の作成・保存を電気用品全般に義務づけられました。

a) 電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要

b) 検査を行つた年月日及び場所

c) 検査を実施した者の氏名

d) 検査を行つた電気用品の数量

e) 検査の方法

f) 検査の結果を記録します

(4) 全数検査の義務づけ

消費者の生命、身体の保護等を達成するため完成品全数に対し、外観、絶縁耐力及び通電について、技術基準に規定された試験の方法又はこれと同等以上の方法により試験を行うことが義務づけられました。（電気用品により項目は異なります。）

(5) 事業の届出

対象となる電気用品を製造又は輸入するには、電気用品の区分毎に事業の届出が必要です。（届出事業者と呼ぶ。）

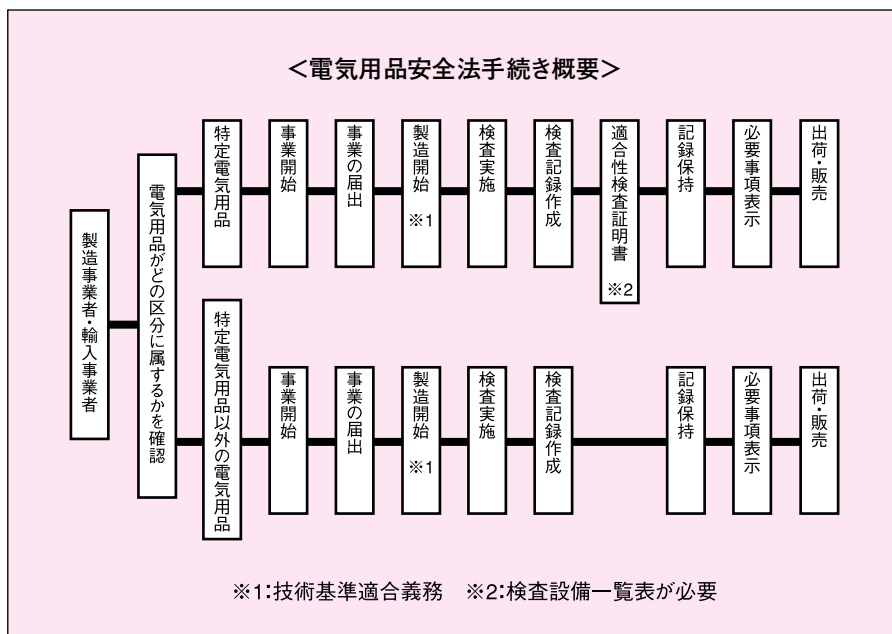
届出内容は

a) 氏名又は名称、住所、法人は代表者の氏名

b) 電気用品の型式の区分

c) 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称と所在地

すでに旧法で[甲種型式認可を受け]、[輸入事業者甲種電気用品の認可を受け]、または[型式の認可と見なす確認を受け]た事業者は、その電気用品の型式



の区分で[事業の届出]をしたものとみなされます。

また旧法で[乙種事業の開始届け]又は[乙種輸入事業の開始届け]の規定による届出をした事業者も、[事業の届出]をしたものとみなされます。

(6)表示

特定電気用品は、菱形の中に“PS”“E”の記号<図1>と適合性検査機関のマーク、届出事業者名、場所が狭い場合は“<PS>E”。

特定以外の電気用品は、丸の中に“PS”“E”の記号<図2>、届出事業者名、場所が狭い場合は“(PS)E”。

(7)製品流通後措置の充実

危険等が発生するおそれのある製品について、直接的な措置を採ることにより製品事故の未然・再発防止を図るとともに、迅速かつ的確な排除を可能とし、他の製品安全規制と整合化した製品流通後の措置の運用を行えるようにするため、業務停止命令を廃止し、改善命令と表示禁止命令を設け、表示されていないものは販売禁止とした他、回収等を命令するため危険防止命令を設けました。

(8)適切な罰則の整備

製品安全の維持・向上の観点から、法令違反に対する十分な抑止効果を図る必要があり、罰金額について経済情勢や、他の製品安全規制を考慮し整合されました。

また、この他、表示禁止命令等の是正命令等、安全上重要性の高い命令違反に対しては違反を犯した本人に加え、法人に対して個人と比較して、より重い1億円以下の罰金などの刑を課す法人重課が導入されました。

用語について

(1)「電気用品」とは公衆用電路または構内に設置する小出力発電設備の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、施行令で定めると、携帯発電機の343品目。

(2)「特定電気用品」とは、構造又は使用

方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって、施行令で定めるもの。111品目。

(3)「電気用品の区分」とは、事業の届出をする際の単位、大分類 19種、区分が異なれば別の届出。

(4)「届出に係る型式」とは、事業の届出に記載した電気用品の型式の区分、表示の禁止措置は違反に係る電気用品の属する届出に係る型式すべてに及びます。

(5)「型式の区分」とは、電気用品の区分毎にリストされた品名の各要素の組み合わせの一つ一つ。

(6)「移行電気用品」とは、旧法でも改正法でも電気用品であるもの。

(7)「移行特定電気用品」とは、旧法で甲種電気用品であって、改正法でも特定電気用品であるもの。甲種電気用品から特定以外の電気用品に移行した42種を除く。

(8)「追加電気用品」とは、浴槽用電気温水循環浄水器。

(9)「認定の区分」とは、認定検査機関及び承認検査機関が適合証明を行える区分、現行10種。

関連例規 改正情報

電気用品安全法

昭和36年11月16日

法律第234号(旧 電気用品取締法)

平成11年8月6日

法律第121号[通商産業省関係の基準・認証制度の整理及び合理化に関する法律](経過処置記載、官報号外第151号)

平成11年12月22日

法律第160号[中央省庁等改革関係法 施行法](経過処置記載)

平成11年12月22日

法律第203号[独立行政法人産業技術総合研究所法 附則]

平成11年12月22日

法律第204号[独立行政法人製品評価技術基盤機構法 附則]

平成12年5月31日

法律第91号[商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律]

電気用品安全法 施行令

昭和37年08月14日

政令第324号

平成12年3月29日

政令第135号(経過処置記載、官報号外第60号)

平成12年6月7日

政令第311号

平成12年6月7日

政令第333号

平成12年9月22日

政令第434号[通商産業省関係の基準・認証制度の整理及び合理化に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令](官報第2960号)

電気用品安全法 施行規則

昭和37年08月14日

通商産業省令第84号

平成13年3月19日

経済産業省令第20号(官報号外第51号)

平成13年3月30日

経済産業省令第118号(官報号外第63号)

電気用品の技術上の基準を定める省令

昭和37年08月14日

通商産業省令第85号

平成12年10月31日

通商産業省令第315号(官報号外第223号 省名の変更のみ)

平成13年3月21日

経済産業省令第24号(官報号外第53号)

電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則

昭和50年04月01日

平成10年3月31日

10資会部第94号

平成11年9月20日

11資会部第281号

参考

当原稿は、下記のホームページの内容も参照して、作成いたしました。

・経済産業省(www.meti.go.jp)

・(財)日本品質保証機構(www.jqa.or.jp)

・(財)電気安全環境研究所(www.jet.or.jp)

電気安全環境研究所では、解説書「電気用品安全法入門―理解のためのパートナー」の情報も掲載されています。